



® 平成31年 2 月 27 日 (水)

No. 14880 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆アセアン諸国の知的財産制度

－第14回－ ラオス (下) (1)

アセアン諸国の知的財産制度

－第14回－ ラオス (下)

日本大学法学部 (大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、アセアン諸国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、ラオスの知的財産制度のうち、商標法、著作権法を中心に解説する。

2. 総論

ラオスは、2013年2月にWTOへ加盟して以降、

高い経済成長率を達成しており、今後とも経済成長が期待されている。

このような情勢の下、ラオス科学技術省知的財産局と日本国特許庁は、これまでの協力関係の更なる強化のため、2015年5月に協力覚書を取り交わしている。この覚書に基づいて、2016年には、特許審査ガイドラインの策定等の支援が行われ、2016年11月1日からは、ラオスと日本の間で特許の付与円滑

YAMAKAWA 山川国際特許事務所

所長・弁理士 山 川 茂 樹

〒100-6104 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー4階

TEL: (03) 3580-0961 (代表) FAX: (03) 3581-5754

E-mail: yamakawaipo@mtc.biglobe.ne.jp URL: <http://yamakawa-ipo.jp/>

化に関する協力 (CPG : Cooperation for facilitating Patent Grant) が開始されている。最近では、2017年5月の日ASEAN特許庁長官会合において、ラオスと日本の間で、特許の付与円滑化に関する協力 (CPG) や特許審査基準の策定に関する更なる支援について合意されている。

また、2016年1月1日以降のラオス国民又は居住者からのPCT国際出願については、その国際調査・国際予備審査を日本国特許庁が管轄することになっている。

今後とも、ラオスと日本の協力関係が強化され、両国間の知的財産活動が推進されることに期待したい。

3. 商標制度

ラオスの商標制度は、1995年に制定された「商標に関する政令」に規定されていたが、2007年に、商標制度を含めて、知的財産制度を包括的に規定する知的財産法が制定された。知的財産法は、最近では2018年5月25日に改正法が公告され、その15日後に施行されて現在に至っている。ここでは、この改正法に基づいて、ラオスの商標制度について解説する。(以下、括弧書の条文は、特に指示がない場合、ラオスの知的財産法の条文を示す。)

(1) 保護対象

「標章」とは、「事業に係る商品又はサービスを他の事業に係る商品又はサービスから識別することが可能な標識又は標識の組合せ」(3条9項)として定義され、「商標」とは、「3条9項に規定される標章であって、商品又はサービスに用い、かつ、自己の商品又はサービスと他人の商品又はサービスを識別するためのもの」(3条10項)として定義されている。

また、「団体商標」とは、「提携企業又は団体、協同組合、国若しくは民間の組織の構成員若しくは個人のグループにより使用される商標」(3条11項)として定義されている。

さらに、「証明標章」とは、「他の個人、法人又は組織によって、商品の出所、原料及び製造方法又はサービス提供の方法に関する特性、商品又はサービスの種類、品質、安全性又はその他の特性を証明するために、これらの商品又はサービスに

ついてその所有者が使用することを許容された商標」(3条12項)として定義されている。

<解説>

ラオスでは、証明商標が認められているが、日本では、証明商標は認められていない。なお、ラオスでは、2018年5月25日に公布された改正法により、商標の定義が拡大され、3D画像とアニメーション画像を商標として出願することが認められている。

(2) 登録要件 (相対的登録要件)

商標登録を受けるためには、以下の要件を満たしていなければならない(16条)。

- ①当該標章が、個人、法人又は組織の商品又はサービスを他の個人、法人又は組織の商品又はサービスから識別することが可能な標識又は標識の組合せであること：この標識には、人名を含む語、文字、数字、図形要素、立体、動画又は製品パッケージ、及び色彩の組合せ、並びにかかる標識の組合せを含めることができる。
- ②当該標章が、同一の商品又はサービスについて先に登録された標章、周知標章又は地理的表示と同一でないこと
- ③当該標章が、同一の、類似の又は関連する商品及びサービスについて先に登録された標章又は周知標章と類似していないこと：ただし、当該後の標章の使用により、当該商品若しくはサービスの出所に関して混同を引き起こすか又は当該商品若しくはサービスが他者と関係しているとの誤った印象を与えるおそれがある場合に限る。
- ④当該標章が、23条(不特許事由)の下で禁止されている特性を含まないこと

(3) 登録要件 (絶対的登録要件／不登録事由)

以下の標章は、商標登録を受けることができない(23条)。

- ①出願人の商品又はサービスを他の個人、法人又は組織の商品又はサービスと識別できない標章
- ②もっぱら、取引において商品の種類、品質、数量、用途、価額、原産地若しくは製造時期を指定するのに役立つ標識若しくは表示、又は